

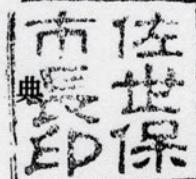
許可番号 08021046683

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県佐世保市有福町900番地1  
 名 称 株式会社山口商店  
 代表者の氏名 代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 宮島 大典



許可の年月日 令和4年11月19日  
 許可の有効年月日 令和9年11月18日

## 1. 事業の範囲

## 中間処理【破碎・切断】(移動式)

①廃プラスチック類(金属くずとの付帯物に限る。)、②木くず、③金属くず(これのうち、自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ガラスくず等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上3種類

## 中間処理【破碎】(固定式)

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これのうち、自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ガラスくず等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上7種類

以下余白

## 2. 事業の用に供する施設の概要

## 中間処理施設【破碎】

中間処理施設【破碎】	
施設の種類	切断施設(移動式)
設置場所	佐世保市内排出現場(駐機場所: 佐世保市有福町870番1)
設置年月日	令和4年10月1日
処理能力	①廃プラスチック類 3.82 t / 日 (8時間)、0.478 t / 時間 ②木くず 1.11 t / 日 (8時間)、0.139 t / 時間 ③金属くず 49.82 t / 日 (8時間)、6.228 t / 時間

## 中間処理施設【破碎】

中間処理施設【破碎】	
施設の種類	破碎施設(固定式)
設置場所	長崎県佐世保市有福町900番1
設置年月日	平成16年9月10日
処理能力	①廃プラスチック類 1.0 t / 日 (8時間)、0.125 t / 時間 ②紙くず 0.32 t / 日 (8時間)、0.04 t / 時間 ③木くず 1.36 t / 日 (8時間)、0.17 t / 時間 ④繊維くず 0.4 t / 日 (8時間)、0.05 t / 時間 ⑤ゴムくず 3.28 t / 日 (8時間)、0.41 t / 時間 ⑥金属くず 6.64 t / 日 (8時間)、0.83 t / 時間 ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 6.6 t / 日 (8時間)、0.825 t / 時間

(裏面)

## 3. 許可の条件

移動式破碎・切断施設の稼働場所は、処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年11月19日 新規許可

令和4年11月19日 更新許可 (許可証は令和5年5月15日交付)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無し



大島宮 長市栄井

日11月11日付  
日8月11日付

日11月11日付  
日8月11日付

**複写禁止**

(左欄) 繁体字表記	賸餘の端紙
番号 0001 滋賀市経済産業局	西暦
日1月1日付	日1月1日付
開閉 187.0 (開閉8) 日 128.5	モード切替
開閉 100.0 (開閉8) 日 111.5	モード切替
開閉 188.0 (開閉8) 日 128.5	モード切替
開閉 187.0 (開閉8) 日 10.1	モード切替
開閉 140.0 (開閉8) 日 128.0	モード切替
開閉 171.0 (開閉8) 日 126.1	モード切替
開閉 150.0 (開閉8) 日 11.0	モード切替
開閉 114.0 (開閉8) 日 128.5	モード切替
開閉 188.0 (開閉8) 日 148.8	モード切替
開閉 152.0 (開閉8) 日 10.8	モード切替

(面裏)